

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	雇用保険法等の一部を改正する法律案
規制の名称	証明書の交付の義務付けの対象追加
規制の区分	改正
担当部局	厚生労働省職業安定局雇用保険課
評価実施時期	令和6年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>【規制の目的、内容】 専門実践教育訓練給付金は、労働者の中長期的なキャリア形成に資する教育訓練を受講した場合にその費用の一部を支給するもので、資格取得等を実現した場合には上乗せして支給している。本法案による改正後は、教育訓練の受講前後を比較し賃金が一定以上上昇した場合に、現行の上乗せ支給を受けていることを前提として更に上乗せの支給をすることとしており、教育訓練給付金支給対象者に賃金を証明する書類の提出を求めることにより、賃金が一定以上上昇しているかどうか確認することとしている。 また、労働者の就業能力を高め雇用の安定を図ることを目的として、被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に当該被保険者の賃金を基礎として基本手当と同様の支給を行う教育訓練休暇給付金を創設することとしており、被保険者に賃金を証明する書類の提出を求めることにより、当該被保険者の賃金を確認することとしている。 このため、教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者が教育訓練給付の支給を受けるために必要な証明書の交付を事業主、従前の事業主又は委託を受けた労働保険事務組合に請求した場合、当該事業主等はその請求に係る証明書を交付しなければならないこととする。</p> <p>【規制の必要性】 現在、事業主等は、求職者給付及び雇用継続給付等について証明書の交付が義務付けられているが、本法案により、教育訓練給付金及び教育訓練休暇給付金の支給申請に当たって賃金を証明する書類が必要になった場合に、これらの給付金に関して証明書の交付を義務付けていなければ、教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者が事業主等から賃金を証明する書類を取得できないおそれがある。 そのため、教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者が教育訓練給付の支給を受けるために必要な証明書の交付を事業主、従前の事業主又は委託を受けた労働保険事務組合に請求した場合、当該事業主等はその請求に係る証明書を交付しなければならないこととする。</p>
直接的な費用の把握	遵守費用として、事業主等は、教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者から証明書の交付を求められた場合に当該証明書を交付するための費用が生じる。 行政費用として、新たな費用が生じるものはない。
直接的な効果(便益)の把握	教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者が、賃金を証明する書類を事業主等から確実に取得できるようになることにより、制度の円滑な遂行が実現されるようになる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。

費用と効果(便益)の把握	<p>上記措置により、事業主等には教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者から証明書の交付を求められた場合に当該証明書を交付するための費用が生じることになるが、現在、既に求職者給付及び雇用継続給付等について同様に証明書の交付を行っており、新たに生じる費用が限定的である一方、教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者が、賃金を証明する書類を事業主等から確実に取得できるようになることにより、制度の円滑な遂行が実現されるようになるため、上記措置を行うことが適当である。</p>
代替案との比較	<p>代替案として、今般新たに証明書の交付の義務付けの対象となる教育訓練給付の支給を受けるために必要な証明書の交付に係る請求を受けた事業主等に対しては、第76条第4項において準用する同条第3項違反があった場合でも罰則規定の対象とせず、任意での協力を求めるのみにとどめることが想定される。</p> <p>この場合、事業主等に対する証明書の交付の義務付けの実効性が担保できず、本法案による措置と同程度の便益は期待できないものとする。</p> <p>このため、本法案による措置と代替案を比較すると、本法案による措置の方が望ましいと考えられる。</p>
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	<p>この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>